

公表用	

令和 7 年 2 月

第 20 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 10 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員	13	名
欠席委員	0	名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	出
11	大 田 完 治	出
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 72 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 73 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 74 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について
議案第 75 号	農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画案の決定について
報告第 12 号	非農地証明について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 13 名で定足数に達していますので、これより、第 20 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。 －委員・事務局朗読－ それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 72 号から議案第 75 号までの 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 72 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 72 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 2 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 9 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に今川地区の地区番号 3、4 番について審議し、他の地区及び今川地区の地区番号 2 番については一括して審議してまいりたいと思います。まず、今川地区の地区番号 3、4 番の 2 件についてですが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により繁永委員の退室を求めます。 －繁永委員退室－
会長	今川地区の地区番号 3、4 番の 2 件について地区担当職員より報告願います。
事務局	今川地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。物件の表示は、大字流末■■■■、田、1,812 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号 4 番。物件の表示は、大字流末■■■■、田、1,191 m²。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が終わりました。今川地区の 2 件についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。今川地区の 2 件について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。ここで、繁永委員の入室を求めます。

会長 藤川委員	－繁永委員入室－ 次に、今元地区の１件について地区委員より報告願います 今元地区１件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号１番。物件の表示は、大字今井■■■■、田、2,309 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第３条第２項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 繁永委員	次に、今川地区の残り１件、地区番号２番について地区委員より報告願います。 今川地区１件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号２番。物件の表示は、大字大野井■■■■、田、1,453 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第３条第２項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 川本委員	次に、稗田地区の２件について地区委員より報告願います 稗田地区２件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号５番。物件の表示は、大字大谷■■■■、田、2,422 ㎡。譲渡人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約で所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第３条第２項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号６番。物件の表示は、大字上稗田■■■■、畑、168 ㎡、外２筆計 295 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■。譲受人は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。売買契約で所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第３条第２項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長 沼口委員	次に、椿市地区の３件について地区担当職員より報告願います 椿市地区３件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号７番。物件の表示は、大字高来■■■■、田、1,843 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第３条第２項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして、地区番号８番。物件の表示は、大字入覚■■■■、田、179 ㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、

	規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。次に、地区番号9番。物件の表示は、大字下崎■■■■、田、1,440㎡。譲渡人は、福岡市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第72号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第72号、農地法第3条の規定による許可申請9件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第73号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第73号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和7年2月10日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。記、1申請人、■■■■、以下5件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の1件について地区委員より報告願います。
船津委員	行橋地区1件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、行事六丁目■■■■、田、413㎡、行事六丁目■■■■、田、116㎡、2筆計529㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲2区画529㎡。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書、宅建免許証が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、泉地区の4件について地区委員より報告願います。
西本委員	泉地区4件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号2番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、泉中央五丁目■■■■、田、707㎡。所有者は、中間市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲2区画707㎡。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害

	もなく、水利承諾書、隣地承諾書、宅建免許証が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして、地区番号3番。申請人は、京都郡苅田町■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、西泉二丁目■■■■、田、351㎡。所有者は、京都郡みやこ町■■■■、■■■■さんです。転用理由としては使用貸借契約を設定し、自己住宅を建築するものです。自己住宅106,69㎡、その他244,31㎡。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、美夜古駅から300m以内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。次に、地区番号4番。申請人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、西泉三丁目■■■■、畑、480㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、宅地分譲をするものです。宅地分譲2区画480㎡。資金計画は自己資金及び借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、宅建免許証が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第3種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。最後に、地区番号5番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、南泉二丁目■■■■、田、1,833㎡。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、駐車場を設置するものです。駐車場1,833㎡。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。すでに土が入れられ、一部に砂利が敷かれているため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha未満のその他2種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5条関係全般についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第73号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第73号、農地法第5条の規定による許可申請5件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第74号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第74号。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について。中間管理

会長 事務局	事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、行橋市長より農用地利用集積等促進計画案の決定申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 2 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。 議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。 説明します。まずは議案第 74 号、別紙をご覧ください。こちらは今年の 4 月に利用権の設定を行う農地設定一覧と借受ける人が耕作できる人なのかを確認する名簿となっております。ご承知の通り、令和 7 年 4 月から基盤強化法による利用権が終了し、中間管理事業による利用権となります。それにあたりまして、農業委員会として、土地や人に対して耕作するに足るものなのか意見を付すこととなっており、事前に委員さん方には確認していただいているところです。承認いただければ、このように市長へ提出しますので、審議の程よろしく申し上げます。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。
会長	—質疑なしの場合—
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 74 号について、賛成の方の挙手をもとめます。
会長	—全員挙手—
会長	賛成全員と認めます。よって議案第 74 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。
事務局	次に、議案第 75 号、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画案の決定についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 75 号。農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画案の決定について。農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、行橋市長より地域計画案の決定申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 2 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長 石本浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。この議案については、農林水産課に説明を求めます。
農林水産課	議案 75 について説明します。まずは議案 75 号別紙をご覧ください。こちらは令和 7 年 4 月までに策定を義務付けられている地域計画になります。農業委員さん方にも令和 6 年 7 月に地域の座談会に出席していただいた時に決まった内容を落とし込んだものとなっております。公告を行うにあたり、農業委員会の意見をいただきたく今回議題に上げていただきました。審議の程よろしく申し上げます。
会長	説明が終わりました。ご質疑ありませんか。
会長	—藤川委員挙手—
会長	藤川委員どうぞ。

藤川委員	一つ質問があるのですが、この地域計画はみどりの食料システム法、いわゆるみどり法を織り込んでいますか？
農林水産課	みどり法については地域計画に盛り込むようになっておりませんので、あくまでも地域の農地について今後どうしていくかを考えています。
藤川委員	はい、わかりました。
会長	他にありませんか？
	－富田委員挙手－
会長	富田委員どうぞ。
富田委員	この計画では担い手、大規模農家にすべて任せようとしています。しかし、余所の地域のそういった方が地元地域に入ってきますと、地域の行事や決まり事への参加がない、参加してくれと言っても関係ないと言われてしまう始末です。そうなれば地域の行事や祭りごとが廃れていく原因となります。また、その担い手がいなくなった時に、その地域に農業をしてきた方がいないので、結局は荒れていき、だれがつくるのかという問題が起きかねません。元来、農業というのは家族という集まりでやってきたものです。時代の流れというのも分かりますが、もっと地域、家族という考えを大切にしてもらいたい。この議題の趣旨からはずれているかもしれませんが、今後、地域計画においても1つの考えとしていただきたいという要望です。
農林水産課	1つの意見としてありがたく頂戴いたします。
会長	他にありませんか。ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第75号について、賛成の方の挙手をもとめます。
	－全員挙手－
会長	賛成全員と認めます。よって議案第75号、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画案の決定については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、報告第号、非農地証明の申請について事務局に朗読を求めます。
事務局	朗読します。報告第12号、非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和7年2月10日提出。行橋市農業委員会会長 石本浅夫。記、1申請人、■■■■、以下1件。①■■■■。土地、大字長木字小首1088番、田、660㎡。理由、当該農地は、山林となっており、農地として復元することが困難なため。以上です。
	説明が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。
	－質疑なし－
	ないようですので、以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。4番、富田委員5番、川本委員以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。